

小川村農業委員会の委員の選任等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、小川村農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成27年小川村条例第20号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、小川村農業委員会（以下「農業委員会」という。）の選任その他の手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集の人数)

第2条 農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、次の各号に規定する者について、当該各号に掲げる人数の推薦及び募集を求めるものとする。

- (1) 地区からの推薦 5人
- (2) 村内全域からの推薦・募集 3人

2 前項第1号に規定する推薦は、次の表に掲げる地区による。

地区名	区域
高府1	夏和・久木・花尾
高府2	高府町・上野
小根山	小根山町・塩沢・立屋・上和
稲丘	稲丘東・稲丘西
瀬戸川	成就・北尾・法地・瀬戸川・馬曲・川手・桐山 ・古山東・古山西

3 第1項第2号に規定する推薦・募集は、次の表に掲げる区分による。

区分
村内における各種女性団体等の組織から
一般の公募による者若しくは利害関係のない者

(推薦及び募集の資格)

第3条 農業委員会の委員に推薦及び募集により応募できる者は、農業委員会委員に選任される日（予定日を含む。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第8条第4項に規定する者以外の者
- (2) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
- (3) 小川村固定資産評価員、小川村固定資産評価審査委員会委員及び小川村教育委員会委員でない者
- (4) 村の職員でない者

(推薦手続等)

第4条 農業委員会の委員の推薦にあたっては、次の各号に規定する区分に従い、当該各号に規定する届を農業委員会に提出するものとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する推薦を行うとき、当該地区に住所を有する農業者等3名以上が連名した推薦届(様式第1号)

(2) 第2条第1項第2号に規定する推薦を行うとき、村内に住所を有する農業者等3名以上が連名した推薦届(様式第2号)

(募集手続等)

第5条 農業委員会の委員の募集にあたっては、広報その他の方法により、村内の農業者等関係者への周知に努めるものとする。

2 募集に応募する者は、応募届(様式第3号)を農業委員会に提出しなければならない。

(推薦・募集に応じた者の公表等)

第6条 推薦・募集の期間は概ね1ヶ月とし、広報及び掲示板等に推薦・募集期間の間及び期間終了後、遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表事項は、推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等とする。

3 前項のほか、推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数、応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。

(候補者の選考等)

第7条 村長は、条例第2条に規定する定数を超えた場合その他必要と認めた場合には、小川村農業委員に関する選考委員会設置及び運営要綱に規定する小川村農業委員選考委員会に対し、農業委員候補者の選考を求める。

2 選考委員会は、合議により農業委員候補者を選考し、村長にその結果を報告する。

(農業委員の選任)

第8条 村長は、農業委員候補者を決定し、小川村議会の同意を得て選任を行う。

(補欠推薦及び募集)

第9条 農業委員会の委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が定数の3分の2を超えた場合は、当該欠員が生じた日から50日以内に、この規則の規定に基づき推薦及び募集を行わなければならない。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、農業委員会委員の選任等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に関し、必要な行為は、この規則の施行の日の前においても行うことができる。